

熊本市水道施設(施設)維持管理基準

制定 令和7年(2025年) 3月27日 上下水道事業管理者決裁
(趣旨)

第1 熊本市水道施設(施設)維持管理基準(以下、「維持管理基準」という。)は、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第二十二条の二及び水道法施行規則第第十七条の二の規定に基づき、熊本市水道事業における施設の維持管理に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2 施設障害に起因する断水のゼロを目指し、適切な資産管理を推進するために、水道施設(施設)維持管理基準を定める。

(対象)

第3 上下水道事業管理者の管理に属する管路を除く水道施設を対象とする。

(更新基準)

第4 施設の更新基準年数については、別紙に定める。

(予備品)

第5 重要施設である取水ポンプは予備品を保有する。なお、使用していない予備品についても更新周期を超える場合は、新たに更新する。

(点検基準)

第6 施設の点検基準については、別紙に定める。

なお、区分については以下のとおり。

(区分)

6-1 日常点検 施設の異常を早期に掴む。

目視等により、機器の異音、異臭、振動、過熱、漏水、漏油等を点検する
もの。なお、あわせて簡易な整備を行うもの。

6-2 定期点検 測定器等を用いデータ収集を行い、施設の健全性について、定量的に評
価するもの。

6-3 精密点検 主に製造メーカーの点検とし、消耗部品の交換や施設の全分解点検等を行
い、施設の健全性の確認や余寿命診断を行うもの。

6-4 法定点検 法令等に定められた施設について、定められた事項を点検するもの。

(計画の策定)

第7 本基準に基づく施設更新については、水道施設(施設)維持管理計画・更新計画として取り纏め、4年毎に更新する。

(公表)

第8 本管理基準並びに「水道施設(施設)維持管理計画・更新計画」及び「計画の実行状況」について公表する。

(別紙)

工種	種別	更新基準 年数	日常点検		定期点検	精密点検	法定点検
			毎週	毎月			
機械設備	薬品注入機（消毒設備）	15	●			次亜注入設備点検 1回/5年	
	浄水装置（紫外線処理装置等）	15	●				
	ろ過機	25	●			ろ過設備点検 1回/5年	
	汚泥搔き機	25	●				
	ポンプ	30	●		①軸受部の振動・温度測定 1回/月 ②電動機の絶縁抵抗測定 1回/年	全分解点検 1回/10年	
	クレーン類物あげ装置	23	●				0.5t以上 年1回、月1回
	バルブ（手動）	60	●			減圧弁点検 1回/5年	
	バルブ弁（電動）	30	●		電動機の絶縁抵抗測定 1回/年	路上局・緊急遮断弁点検 1回/5年、緊急遮断弁 1回/1年	
電気設備	監視制御盤	30	●			中央監視制御装置点検 1回/5年※但し、計算機等は15年で更新	
	現場操作盤	30	●			中央監視制御装置点検 1回/5年※但し、計算機等は15年で更新	
	非常用発電機	30	●			非常用発電機点検 小点検1回/8年、大点検1回/8年	自家用電気工作物精密点検（1回/月、1回/年）
	受変電盤	30	●			特高設備点検 1回/5年	自家用電気工作物精密点検（1回/月、1回/年）
	柱上開閉器	15	●				自家用電気工作物精密点検（1回/月、1回/年）
	コントロールセンタ	25	●				自家用電気工作物精密点検（1回/月、1回/年）
	インバータ盤	23	●			インバータ盤 1回/8年	
	直流電源装置	23	●			直流電源盤 1回/12年	
	MSE鉛蓄電池	7	●		蓄電池 電圧 1回/1年		
	MSE鉛蓄電池（長寿命）	13	●		蓄電池 電圧 1回/1年		
	汎用ミニUPS	10	●				
	電力ケーブル、計装連絡線、電柱等の電気設備	23	●				自家用電気工作物精密点検（1回/月、1回/年）
	計装設備（流量計等）	15	●			計装機器点検 1回/8年	
土木設備	取水設備	60	●		比湧出量算出（取水量/水位降下量）（1回/年）	井戸リニューアルプランによる更新（期間R2～R11）	
	調整池、配水地、排水地、減圧槽、受水槽（鉄筋コンクリート造）	90	●				水道法に基づく点検（1回/5年）
	調整池、配水地、排水地、減圧槽、受水槽（金属造）	68	●		給水塔 動作確認 1回/月		水道法に基づく点検（1回/5年）
	橋りょう（鉄筋コンクリート造）	90	●				
	ピット（鉄筋コンクリート造）	90	●				
	管路（場内）	60	●				
	排水施設	75	●				
	場内舗装	57	●				
	門扉、外柵、コンクリート柱	57	●				
	建屋（鋼構造物）	47	●				
建築設備	建屋（金属造）	57	●				
	金属造（プレハブ等）	33	●				
	コンクリート構造物（ポンプ室、滅菌室、電気室類）	57	●				
	エアコン（含パッケージエアコン）	15	●				
	換気装置	15	●				
	熱交換器	15	●				
	建物付属設備	57	●				
	衛生器具、給水管・水栓・排水管・ガス管	23	●				
	消防用設備、侵入検知器、避雷設備、照明器具、通信設備、電灯動力盤	23	●				消防用設備点検（2回/年）

※「水道維持管理指針2016年」及び全国平均・政令都市平均、熊本市における実績を基に、更新基準年数、日常・定期・精密点検周期を設定した。